

平成21年度 第2回 歯科保健推進委員会

日 時:平成22年2月25日(木) 午後2時05分～午後3時55分

場 所:県社会福祉総合センター 6階 第3会議室

出席者:【委員】 桐田委員長、上田委員、坂口委員、花岡委員、松尾委員、松田委員

【事務局(健康増進課)】 和家佐主任調整員、堀江技師

【事務局(保健体育課)】 松田係長

○ 開会挨拶(事務局)

ご多忙のところ出席御礼。課長他の公務で欠席の為代わりにご挨拶申しあげる。今年度新型インフルエンザについて中心的に処理したこともあり夏頃まで機能停止していた。そのこともあり現在事業執行が立て込んでいる。昨年末事業仕分けがあって8020運動特別推進事業も対象になったが来年度もほぼ同様に実施出来る見込み。2年前に健康増進計画、保健医療計画、長寿関係計画等見直しになったが、全体的な整合性を確保して今年度末策定予定。現在パブリックコメントが終了して修正作業中。健康増進計画はメタボリック関係の追加増補で進めている。歯科については特に変更ない。平成24年度まで今のままで続けていきたい。このような情勢を踏まえ、本日は活発なご検討を依頼。

○ 新規就任委員紹介

・ 事務局から松田委員(県栄養士会)を紹介

(松田委員) 奈良県栄養士会の副会長の松田です。私は学校に勤務しております、学校、職域と病院、ご存じだと思うのですが地域で活動している栄養士さん等等現在650名の会員で活動しております。本日は午前中出張で、今まで一度も出席していなかったこともあり午後からこちらに参加させていただいた。よろしくお願いします。

○ 配付資料確認(事務局より)

○ 司会進行 桐田委員長へ

議題1 各事業間および組織の連携について

○ 配付資料説明(資料1)(事務局より)

【各委員意見交換】

(桐田委員長) 事業執行について保健所においては県歯科医師会の執行部が窓口なのか、支部歯科医師会が窓口なのか混乱があるようですけれども。歯科医師会の方では事業を行うにあたって手順はあるのですか。

(花岡委員) 歯科医師会ではフッ化物洗口を担当している。直接学校の方から希望があって、本会の委員会の方から派遣して施設側と話をしている。

(桐田委員長) 希望はまず最初にどこにいくのですか。

(花岡委員) 歯科医師会の支部ではなく、県歯の方に来ます。実質は私のところの委員会に来ます。それで施設側の責任者の方と話をさせていただく。実施するという事になれば保護者に対する説明会を行う。もちろん途中で支部の先生と話をすることになってい

る。県歯としては各支部長にフッ化物洗口希望施設があれば連絡してほしいと伝えている。今まではそういうパターンだったが、昨年の吉野に関しては少し変わっていて保健所から来た。保健所から話が県歯に来て、五條市のほぼ全ての公立小学校・保育所が希望とのことだった。予算や日程的なことがあるので全ての希望は受けられないと伝えました。それから保健所の歯科衛生士さんに来ていただいて話をし、施設を選定していきました。この段階で五條市の支部長の先生と話をし、県歯・保健所・支部長の三者で話し合いをして決めていきました。ここだけは希望の上がり方から他と違った進み方になっていたので、統一した進み方になっていなかったのは確かです。その辺統一してもらいたいという希望はわかるし、システム化された流れをつくってあげれば一番いいと思う。市町村が実施主体になるのが一番いいと思う。ただ市町村の規模により進め方が違ってくるのは確か。県歯から支部に話を下ろしていくのがいいケースもあると思う。保健所がどう受けとめているかはわからない。保健所との会議での話をもう少し具体的にしてもらえれば委員会でも検討したい。

(事務局) フッ化物洗口推進事業ではなく、職域連携歯科保健推進事業でこの話が出ました。フッ化物洗口推進事業については、保健所から希望があがったルートについて、保健所は県歯と支部と学校歯科医の3人の歯科医師を相手にして連携して進めなければならない。健康増進課は県歯だけで対応先は1つだけだが、保健所はそれが3つあって気を遣いながら事を進めている。希望施設が最初にコンタクトをとってくる先が歯科医師会か保健所かによってその後の進め方が異なってくる。吉野の場合は保健所に言って来た。今年初めてのケースで上手く行ったのでよかったが、次年度以降同様の事が想定される。上手く進めていきたいので提案させていただいた次第。

(桐田委員長) 保健所は地域密着型ですからね。

(花岡委員) そうですね。

(桐田委員長) こういったケースも増えてくると思うのですよ。歯科医師会としてはまず「県」ということでいいのですか。

(花岡委員) 県から県歯に委託されていて、予算の範囲内で実施しなければならないので、まず県歯でそれから下にというのが普通の流れではないかと思う。細々したことは事務局でして、事務局から委員会に話が来ますので、県歯から市町村がいいと思います。

(桐田委員長) 具体的に事業をどうしていくかとなったら支部の先生に話がいくのですね。

(花岡委員) はい。校医の先生にも話が行きます。

(桐田委員長) そうしたら、これらのことを保健所に伝達しておいてください。

(事務局) わかりました。

(桐田委員長) 近くの先生と支部の先生の話がありましたね。

(事務局) 歯科医師会の内部のことは判らないが、本会与支部と個々の先生の三段階あるととらえている。本会与支部長のラインは支部長会等のパイプがあるのは把握しているが、支部長から個々の先生への連絡ルートはどうなっているのか。メールなのかFAXなのか。実態が見えにくいので、その点どうなのでしょう。県と本会レベルで行っていることが個々の先生まで伝わらないと、これからの連携は進んでいかないと考える。今どうで、これからどうすればよいか教えていただきたい。

(桐田委員長) どうなんですか。

(花岡委員) 支部から各医院の伝達について、支部レベルでは役員会がある。その検討結果から各会員に周知する必要がある場合は一斉FAXで伝達する。県歯から直接各会員への一斉周知もあるし、その点はまちまち。私の櫃原支部でいえば、役員会を行わない場合はメーリングリストの活用もあるし、必要なら支部会に全員FAXを送るということもある。

(上田委員) 花岡委員からも説明あったように、県からの様々な事業は県歯科医師会(本会)が受けている。事業内容によって資料17頁にあるように、本会の各委員会が受け皿になる。本会から各支部に矢印が出ているが、各支部は本会の下部組織ではない。各支部は独立していて、各支部が支部長を選出する。県の事業を本会は支部長が集まった時(支部長会)の席上で説明はする。それが各支部の中でどれだけ行き渡るかは各支部に任せているところで本会の方では把握できない。逆に本会の立場から申しあげると、県健康増進課から各保健所に矢印が出ているが、各保健所がどれだけのことをしているかということが本会としては判りにくい。一つの方法として、保健所と本会が研修等、会合の席を持つとか、健康増進課と各支部長との会合の席を持つとかすれば、もう少しきめ細かく行けるのではないか。

(事務局) 県及び県保健所と市町村は別組織ということで、資料17頁はそれぞれ直線と点線で囲み矢印も直線と曲線にしている。資料17頁では本会と支部長は直線で結んでいるが、実際は曲線の関係に近い形態ということか。

(上田委員) そうですね。

(事務局) 支部長から各市町村の先生は直線なのですか。各市町村の先生が支部長の先生を選んでいるそうですし。

(上田委員) そうなりますね。

(事務局) 奈良支部はかなり独立した感じになりますね。

(上田委員) そうですね。奈良市一つで一つの支部になって、法人格もありますから。

(事務局) こちらと奈良市保健所の関係とよく似ていると思います。ありがとうございます。

(上田委員) 支部でもいろいろな行事をしています。本会からいくら補助は出ますけど、各支部独立した会計で行っています。

(桐田委員長) 県歯と各保健所の会合の機会を持つことにより、具体化されていくのではないのでしょうか。歯科医師会としては可能ですか。

(花岡委員) 可能だと思います。上田先生から話があったように今回フッ化物洗口で保健所といろいろやりとりさせていただいたのですが、それ以外に保健所の方と話を持つ機会がなかなかない。保健所では年1回会議があるが、それは支部に案内が行って県歯に来ないので、それで話がバラバラになるところがある。統一しようとするなら県歯と保健所の会議を持っていた方がスムーズに行くのではないかと思う。時間的には可能なのではないか。

(桐田委員長) その点医師会の方では保健所との会合はありますか。

(坂口委員) 全然ないですね。今回の新型インフルエンザのことでも県から保健所や医師会ばかりで横からは無かったですね。保健所に「検体どうするんですか?」と言ったら来られるのですが、それまでに保健所から何か通達があって「検体はこうして処理して

ください」とか、県の方から「保健所に持って行ってくれ」とかなくて、県は「保健所に言ってください」ばかりなんですね。こちらの方の関係は希薄ですね。私桜井なんですけど、所長さんにお目にかかる機会はないですね。

(桐田委員長) だったらなおさら横の関係は必要になってきますね。いずれにしましても現場の声は保健所に集まることが多いでしょうから、それを確実に吸い上げて実施するためには、今の話でいうと県歯科医師会と保健所がタイアップしていただいて具体化していくことが必要になりますね。歯科医師会の方でもお願いいたします。

(上田委員・花岡委員) はい。

(桐田委員長) 他、何かございますでしょうか。

(上田委員) 地域歯科保健推進ファシリテーター養成事業なんですけど、平成20年度、21年度2年間行いまして、これからどこに活躍の場を求めるか。作っただけでは何もならない。活躍の場は市町村になると思う。そこで各市町村が歯科保健事業をやるという意欲・理解があるのかどうか、予算のこともあるでしょうけど、市町村が事業を行おうとして初めてこの事業が活きることになる。その辺りで市町村の理解を得るためにはどうしたらよいか、これが一番問題だと思う。

これは個人的な考えだが、口腔保健法が国で審議された。都道府県で名称はいろいろだが歯科保健条例、あるいは口腔保健条例が最初新潟県で出来て、北海道で出来て、その後長崎県、静岡県、島根県で出来てきた。そういうものを奈良県でも検討していかなければならない。それが出来ることによって歯科保健に対する法的根拠が出来るので、県民に対して歯科保健はこうするべきと言うためには条例が必要ではないか。市町村も事業化に向けて動くと思う。

(桐田委員長) 確かに言われるとおりですね。奈良県で具体的な動きは何かあるのですか。

(上田委員) 名称はまだ決まっていないが、条例のプロジェクトチームを4月から立ち上げようとしているところ。

(桐田委員長) 条例を定めるには、手続きというか、ハードルはかなり高いのですか。

(上田委員) 結構高いハードルがあるようです。

(桐田委員長) 他の県で出来ているので、できないはずはないと思います。歯科医師会の方ではそれを積極的に制定しようとする動きをされるわけですね。

(上田委員) そうですね。今までは準備できていなかったのですが、4月から取り組もうということになりました。

(桐田委員長) ファシリテーターのことですけど、市町村はファシリテーターがいるということを知っているのですか。

(事務局) 現時点では養成事業を行っていることも周知されていない。

(桐田委員長) それでは活用も何もないですね。

(事務局) 資料にもあるように保健所を経由して市町村に情報提供したいと考えている。

(桐田委員長) 具体的にはどうするのですか。どんな場面を想定しているのですか。

(事務局) まず、市町村で実施している歯科保健事業は毎年健康増進課は保健所経由で照会して把握して、市町村別ライフステージ別に県庁ホームページに掲載している。また現状から市町村が健康づくり、歯科保健で新規事業を起こすことは難しいと思う。ただし、歯科保健事業を全く行っていない市町村もない、何らかの事業は行われている。その

内容を充実させるためには理解の深い人が入ることが必要。歯科保健従事者のための資料についても保健所で作成している。人の確保についてファシリテーター養成事業で県は確保していることを市町村に提示して、受講者が市町村事業に参画することを目指している。

(桐田委員長) 目指している。

(事務局) ファシリテーターを活用するしないの判断は実施主体である市町村の判断になるから、県の権限でできることは養成して提示するところまでです。条例があれば、市町村へ働きかけを行う後ろだてのひとつになるであろう。

(桐田委員長) 市町村には情報提供はするのですね。

(事務局) そうです。

(松尾委員) ファシリテーターの件ですけど、昨年度同様今年度10名受講させていただいた。私も参加させていただいた。講義を受けている時はその意味合いがよく判るのだが、自分の地元を持って帰って何か働きかけをするのは非常に難しいと思う。というのは市町村で温度差が大きい。歯科保健事業をどんどんやっているところには話も通りやすいかと思うが、もう一つのところはなかなか。市町村ヒアリングに何人か行ったが、何の話かはっきり判らない。何が目的か判らない。あとこの10名で県下全てをカバーできない。奈良市内から4-5人出てきて、あとはそれ以外の地域だったので、歯科衛生士のファシリテーターがヒアリングに行けな市町村の方が多かった。行けない所がむしろ大切な地域で、そこをカバーする方法を考えないといけない。自分の住んでいる街はよく知っているし行きやすいが、そういう人がいない地域のことが非常に気になった。人選にあたって5回きちんと出席できる人がなかなかいなかったの
で、ほとんど理事で行った。理事は奈良市内がほとんどなので奈良市からが多くなった。ファシリテーター養成については地域在住者から人選しないと根付きにくいのではないか。

(事務局) 同じ主旨の意見は保健所からもあった。保健所、市町村職員、臨時雇用される市町村事業従事者を受講対象として実施すればその点解決されるのではないかと。来年度は事業化していないので再来年度以降受講対象者の所属を見直して実施すれば解決できると思う。

(松尾委員) 歯科医師の先生方も奈良市、天理市など北部からが多かったように思う。公募してはどうか。どこにも属さないけれど意欲だけは有るといふ歯科衛生士、関係者に行ってもらいたいと思う。

(桐田委員長) 歯科医師会の先生はファシリテーターの内容については判っているのですか。

(上田委員) はい。だいたい。

(桐田委員長) ご自身で進んで受講されたのですか。

(上田委員) 歯科医師会からは20名の参加であった。10名は県歯科医師会の中にある成人歯科保健委員会から、残り10名は奈良支部から吉野支部まで10支部あるので各支部から1名ずつ出してもらった。

(桐田委員長) 全県にわたってまんべんなく参加されたわけですね。

(上田委員) そうです。

(桐田委員長) 歯科衛生士会の方は、なかなかまんべんなくというわけにいかないのですね。

(松尾委員) そうですね。吉野に会員が少ない。会員がいない町や村がある。市町村が臨時に検診とかで雇い上げている歯科衛生士には会員外の方もいらっしゃるの、そういった方や地元の方にはたらきかけてもらえればと思う。

(桐田委員長) 全県下がまんべんなくカバーされるのがよいですね。

議題2 フッ化物洗口モデル事業の施設基準について

○ 配付資料説明(資料2)(事務局より)

【各委員意見交換】

(桐田委員長) 上田委員いかがですか。

(上田委員) 明確に基準ができたことはいいことだと思います。この中で8番のモデル事業が終了しても洗口が継続できることというのは非常に大事なことで、モデルの時はするけれど、予算がつかなくなったらしないということでは効果も期待できない。この基準は重要だと思います。

(花岡委員) モデル施設は3年間で実施している。モデル施設を増やすことも大事だが、現状はモデル終了した施設にもミラノールを渡している。要件4～8に関しては、今施設との打ち合わせの席上で委員会の各先生が説明して確認をとっているところ。上の地域の状況に関しても記載のとおりだと思う。委員会でも同様の意見が出ているので、これに則って進めていきたいと思う。今年から12歳児のDMF歯数が市町村毎に出せるようになって十津川村が突出している。なぜかはわからない。吉野保健所の歯科衛生士が十津川村に呼ばれて行ったと聞いている。十津川村も気にしているのではないか。直ぐに対処していただいていることは非常にありがたい。

(松尾委員) いろんなイベントでフッ素塗布は人気がある。1回2回塗布してそれで満足される父兄の方が多いので、こういった試みはとてもありがたい。フッ素に対する正しい知識も、事業が始まる前に歯科医師会の先生が親御さんにきちんと説明してくださるので、知識を持った上で了解が得られて、意識を高めてもらえるので非常によいことだと思う。「あと、家ではどんなことをしたらよいですか?」という質問に「歯磨剤はフッ素入りを使う」とか「お茶とか食品でもフッ素を応用する」というフォローをしている。予算でモデル施設は限られると思うが、こういうことが市町村レベルで積極的に行われ、市予算で幼稚園の間だけはフッ素洗口するとかなるとよいと思う。

(花岡委員) 五條市の方が、希望が多いにもかかわらず限られた施設しか今年度実施できなかった。来年度の五條市の予算でフッ化物洗口の予算を計上したいという意見が出ていると聞いたことがある。市町村で動いていただければ長続きもするし進みやすいのではないと思う。全国的にフッ化物に対する偏見があるのも確か。昨年希望を取り下げた施設もある。施設長の了解をもらわないとできないことなので、教育委員会との関連もでてくると思うが難しいことが残っていることも確か。委員会としても正しい情報を示して納得していただけるよう進めている。

(桐田委員長) 今回五條市でこれだけ希望が上がったのはどうしてですか。

(花岡委員) 昨年度、歯科保健推進講習会を保健所で実施した際、受講されて、「県の方で補助があるなら是非やりたい」と希望が上がってきたと聞いている。市内全施設が希望

というのは五條市が初めてのケース。

(桐田委員長) その説明は各市町村が受けているのに、五條市だけなぜそうだったのか。

(松尾委員) 去年、吉野保健所と桜井保健所が合同で開催して、私も行ったのだが、五條市からの受講者が多数来ていた。

(桐田委員長) 説明をきちんとすればニーズは必ずあるということですね。ただ予算のこともあって全部はできないからこの選択基準に沿って決めるということですね。

(事務局) そうということです。

(桐田委員長) 基準案についてご意見ありますか。

(坂口委員) まず、フッ化物洗口というのは実施すると相当むし歯は減るものなんですか。

(桐田委員長) そういうデータはありますね。

(坂口委員) どれくらいなんですか。

(花岡委員) 奈良県は実施してから対象数も少ないので、歯科医師会ではまだ把握していない。以前から行っている他県においては細かい数字は今持っていないが減ってきている。

(坂口委員) どれくらいしないとその効果は現れないのですか。というのは、フッ素の入った歯磨き粉は避けて通っている方で、フッ化物には何かないかなという恐れみたいなものがある。桜井、御所、吉野で固めて説明会を行ったという資料もあった。結局、説明会をきちんと行えばニーズが現れるようなので、予算のこともあると思うが、効果と安全性が確かであれば一挙に広がると思う。小学生の子どもがいて、妻はこういうことを知っているのだろうが、私はまだまだ知らないので宣伝不足のところがあるのではないかと、という感想を持った。

(桐田委員長) 周知の方法ですね。

(事務局) フッ素の局所応用としては、歯磨剤と塗布と洗口の3つがある。洗口が一番効果が大きい。期間が長ければ長いほどその効果が出てくる。小学生以上は週1回、900ppmのフッ化ナトリウムの溶液を10cc口に含んで1分間うがいして吐き出す。

(坂口委員) 副作用はないのですか。

(事務局) ないです。安全性については厚生労働省からガイドラインが出されてそこに記載されている。その文書が出てから全国的に実施施設数が増加した。奈良県でも実施するようになった。

(坂口委員) 大人でも効果はあるのですか。

(事務局) あります。ただし、厚生労働省のガイドラインでは4～14歳が一番効果的とされている。

(坂口委員) 私、年1回は洗浄で歯科にかかりますけど、その時こういう事言われたことないですね。歯科医師会の中でもこういうことにもっと積極さがあっていいんじゃないですか。大人でも効果あるのですから。ただ、大人は歯周の方なんでしょうけど。大人でもむし歯はなりたくないですね。

(事務局) 洗口に使うフッ化物の濃さは小学校で行う週1回法で900ppm、幼稚園で行う週5回法で225～250ppm。練り歯磨きに入っているフッ化物の濃さが900ppmくらいなので、概ね練り歯磨きと同じかそれより薄い濃度でうがいしているのです、安全性については問題ないということ。説明を聞いていなくて何も知らないで「危ないんじゃないか」ということは

あると思う。講習会の事業は継続が必要と感じた。

(桐田委員長) データがちゃんと集積できるように、やった結果がちゃんと出るようにしておかないと説得力がない。7番も重要。

(事務局) これは今後の課題になる。今年度から12歳についても市町村単位で把握できるようになった。奈良県のフッ化物洗口は平成15年度から開始で非常に歴史が浅い。実施施設を評価するだけの歴史がまだない。これから事業を通じて施設から情報をいただければ12歳の結果で評価できるようになるのではないかと考えている。

(花岡委員) データのことで、五條市については、宇智小学校に上がってくる2つの保育所をモデル施設とした。これで事業継続の成果を観ることができる。こういうことも施設基準の一つにしたい。

(桐田委員長) データが継続的に取れるように、やりっ放しにしないようにお願いします。

(松田委員) 事業は3年間なのですね。

(事務局) 行政としては単年度なので次年度以降のことは確約できない。平成22年度についても議会がまだ終わっていない。ただ国の補助金(8020運動推進特別事業)が事業仕分けでも残り、しばらく継続されると見込んでいるし、同じ施設にいつまでも補助すると次の施設に補助できないし、すぐ止めると継続性のこともあるので、今のところ国の補助金が続けば3年を目処としている。

(松田委員) それで聞きたいのは3年でデータを積み上げて、洗口した施設としていない施設の差を評価できるのか。8番に「他の財源を確保して継続してください」とある。その部分についても報告を継続してもらわなくてよいのか。

(事務局) 「3年で評価できるところまで差がでるのか」と言われると、人数が少なければ検定しても有意差はでないでしょうから、「補助事業が終了した後も、評価に対して情報提供に協力いただける」という観点を盛り込むことは必要と感じました。ありがとうございます。

(桐田委員長) 保健体育課からご意見ありますか。

(事務局(保健体育課)) 学校での裾野という形につきましては、よく現場の先生の声として聞くのは、フッ素洗口の前に指導していく手順等の徹底と、手間の問題がある。あとは「学校教育として予防は大切なことなのだろうけど、現状として学校がしなければならないことか。」ということで、その辺り学校歯科医の先生方と協力して学校保健委員会の中で、その機会を設けていくことを進めているところ。「直接これをするように。」という指示は全くできない。今までも歯磨き指導を県下巡回して歯科医師会と一緒にさせていただいた。そこで学校歯科医の先生が指導後、職員に対して話をさせていただいた。そういうことが誤解を解くのに一番よいのかなと思う。次年度の巡回指導の際に考えたい。

(桐田委員長) 花岡先生もその点お願いします。

(花岡委員) はい。

議題3 その他

(花岡委員) 違う課のことで申し訳ないが、長寿社会課の方で樫原市で在宅医療連携に関するモデル事業を実施しているようだが、昨日、役員会があって、地域の先生から県として何を求めているのかわからないという話を聞いた。モデル事業としての目的が判りかねる、という意見が出たのですが、場違いかもわかりませんが、その点ご存じのことありますか。

(事務局) 長寿社会課で何カ所かの地域でモデル事業をすることは漏れ聞いている。次年度の話になるが、そこに特定健診・特定保健指導が入って、ホームドクターとの連携も含めたモデル事業を案として出しつつある、というところまで聞いている。全容についてはこちら課が違うこともあってわからない。既に報道されているが次年度から組織再編があって、健康づくりは福祉に統合される予定。次年度からこのことも関係して動くのかもしれないが詳しいことはわからない。

(花岡委員) 定期的に集まりがあるかと思っていたのですがそれもなくて、来年度はアンケート調査をするらしいが、私はその会議に直接出ていないのでわからない。

(桐田委員長) 県歯科医師会にその話は来たのですか。

(花岡委員) 支部の方です。樫原市の歯科医師会に来ました。全体像が見えないので、どういった姿を目指しているのかわからない。この場で訊くのはおかしいのですが、こういう機会なので話させていただいた。

【委員長まとめ】

- ・ 議題1「各事業間および組織の連携について」について、歯科保健事業を推進するためには県歯科医師会と保健所がより密接に連携をとっていただく。そのためには定期的な会合を持っていただきたい。そうすることで、より具体的に動いて行けるのではないか。ファシリテーターについては、全県に渡ってまんべんなく養成されるようになるとよい。また、活用についてはデータを市町村に提供して歯科保健事業がより活発にできるようにしていく。こういったことを通して奈良県にも口腔保健条例が制定されるようになるとよい。
- ・ 議題2については事務局から提案していただいた施設の選択基準の案に則って施設を選択していくことが決まったかと思う。

○ 事務局から連絡

- ・ 新年度から組織再編(福祉部健康安全局健康増進課→健康福祉部健康づくり推進課)に伴い、委員会設置要綱の内容が改正される可能性があることについて報告。
→ 各委員了承